

コーポレートガバナンス原則

(投資先企業のコーポレートガバナンスに関する当社の対応原則)

1. 当原則の趣旨

当社は、受益者及び顧客の利益のため、実質的な株主として、長期的な投資価値の向上に必要なコーポレートガバナンスの在り方についてここに定める。

2. 当原則の基本的な考え方

当社は、投資運用業を行う金融商品取引業者として、忠実義務及び善管注意義務からなる受託者責任を負っている。この観点から、資産運用の基本方針の一環として、「コーポレートガバナンス原則」を定め、投資先企業が長期的な株主の利益を重視し、長期的安定的に企業価値の増大を目指した経営を行うことを促していく。

3. コーポレートガバナンスの基準

株主の利益を重視し、長期的安定的な企業価値の増大を実現させる為の、投資先企業に求める望ましいコーポレートガバナンスの基準を以下に定める。

(1) 取締役会の役割と構成

- 経営に対する監督の中心として、取締役会が位置付けられ、監督機能が発揮されていること。
- 取締役会の構成人員は、十分な議論を尽くすことができ、迅速かつ適切な判断が下せる人数で構成され、その中に独立した立場にある社外取締役が確保されていることが望ましい。

(2) 取締役・監査役の機能

- 取締役は、長期的に株式価値を増大させるという株主の意向に対し、それを実現させる為の職務遂行にふさわしい人材であること。
- 監査役は、当該企業からの独立性を要し、株主に代わって取締役の業務を監査することの出来る人材であり、かつその機能が十分に発揮されていること。

(3) 委員会等設置会社

- 各々が適切なメンバーから構成され、かつ独立性を保ちつつ運営されていること。



(4) 経営執行の役割と透明性

- 経営執行の責任者は、企業の公共的責務に鑑み、社会の規範を守るとともに、法令・定款を遵守しつつ、経営目的達成のため誠実にその職務を遂行すること。同時に組織として、コンプライアンス、内部監査など、十分な内部統制を可能とするガバナンスシステムが確立されていること。
- 経営執行陣は、適正な市場価値がえられるよう、速やかに必要に情報を開示し、経営の透明性を確保するとともに、広く投資家や株主に対し説明責任を果たすこと。

(5) 役員報酬

- 役員報酬は、企業業績や株主に対する利益配分、並びに株主価値の向上による長期的な投資収益および経営者に対するインセンティブなどの観点でバランスの取れたものであること。

(6) 配当政策

- 株主に対する利益配分は、中長期観点から行われ、かつ役員報酬、従業員処遇、将来の事業計画などとバランスの取れたものでなければならない。

(7) 株主の権利の尊重と平等性の確保

- 経営執行者は、株主総会を重視し、株主の議決権を尊重するとともに、既存株主に対しその権利が侵害されることのないよう十分に配慮をすること。
- 資本市場に対する信頼性を維持するために、少数株主などを含めて株主を平等に扱うこと。

以上

